

令和 2 年 4 月 7 日

※ 要 望 先

}	安 倍 晋 三	内閣総理大臣
	菅 義 偉	内閣官房長官
	二 階 俊 博	自由民主党幹事長
	鈴 木 俊 一	〃 総務会長
	岸 田 文 雄	〃 政務調査会長
	田 村 憲 久	〃 新型コロナウイルス関連肺炎対策本部長

新型コロナウイルス感染症に係る 経済対策に関する緊急要望

自由民主党宮城県支部連合会
新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 西村明宏

要 望 書

新型コロナウイルスの感染拡大は、東北・宮城においても観光・サービス・生産活動等に重大な影響を及ぼしており、特に、東日本大震災、台風 19 号の被災地は、復興に取り組む最中に、今般の感染拡大により再び大打撃を受けております。

今般、党本部においては、新型コロナウイルスに伴う経済危機を乗り切るため、3月31日に、政府が取りまとめる「緊急経済対策第3弾」に向けた「提言」をまとめ、安倍晋三総理に提出されました。

私たち自由民主党宮城県連は、党本部の「提言」を受け、刻一刻と変化する状況に対応していくためにも、各種団体等に対して、現状や今後の課題についての「緊急アンケート調査」を実施しました。

国民・県民は、現在の状況や将来に対して大きな「不安」を抱いているとともに、そのことに対する国・政府による迅速かつ強力な支援策、すなわち「安心」を強く求めています。

ついでには、アンケート結果を踏まえ、未曾有の国難から「命を守り、生活を守る」ためにも、下記について強力な対策を講じられるよう緊急に要望いたします。

1. 「現在」の状況・課題に関する事項

- 経済活動の維持に不可欠なマスク・消毒液等の衛生用品の供給、感染防止策の徹底、治療薬等の研究開発を推進すること。
- 患者発生時の対応マニュアルについて、個人や事業者に対する周知・広報の徹底を図ること。
- 新型コロナウイルス軽症感染者、及び14日間の経過観察期間中の宿泊療養を宿泊業者に依頼する事態となった際の、費用負担等、受け入れに当たっての具体的要領を作成すること。また、このことに対する行政から宿泊業者への指導の徹底と、受け入れ後の風評被害を払拭するための措置を講ずること。
- 治療の最前線にある医療従事者への支援を手厚くすること。
- 診療所（歯科を含む）は、医療体制の下支えであることから、経営支援の対象とすること。
- 緊急事態宣言にあたっては、7都府県からその他の地域への移動に関して、感染予防の観点から、十分な配慮を講ずるよう指導徹底すること。
- 国民生活の維持に必要な「物流」が滞ることのないよう、輸送力と流通体制の確保に努めること。
- 中小・零細企業の収益減、個人事業主やフリーランスの収入減に対する支援を可及的速やかに実施すること。また、その対象要件については、できるだけハードルを低く設定すること。（資金繰り援助の拡充、新たな給付金・補助金制度の創設、税金・社会保険料の減免等）
- 資金繰り支援、助成金・補助金等の申請手続きを簡素化すること。

- 雇用の維持に関する直接支援を行うこと。（雇用調整助成金の拡充、要件緩和、期間延長、助成率引き上げ等）
- 中小零細事業における事業主以外のスタッフや家族が感染した場合の休業補償について検討すること。
- セーフティネット保証5号の対象業種に印刷業を追加指定すること。
- 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）の早期算定や見直しなどの畜産農家への支援を強化すること。また、農家が感染した場合の支援体制（収穫出荷、給餌等）について検討すること。
- イベントの自粛による音楽家、演劇等の芸術分野（フリーランスを含む）への支援について十分な措置を講ずること。
- 観光客激減やイベント自粛等による消費低迷を受けた事業者に対する支援策を講ずること。
- 支援策の種類や内容が、広く国民に周知徹底されるよう、わかりやすく強力な広報体制を敷くこと。また、支援策を広報するにあたっては、「現在」の支援策とともに、「収束期」における支援策も合わせて告知すること。
- 支援策の発表にあたっては、決して国民に誤解や不信感を与えることのないよう、内容に応じた「時期」を十分に考慮したうえで実施すること。

2. 「中長期」の課題に関する事項

- 業績回復に向け、各業界が抱える各種課題を解決するための法整備やシステム構築等に対して柔軟に対処していくこと。

- 実効性のある広域観光戦略の推進に必要な予算措置を講ずること。
- 収束後における現金給付やクーポン券配布等を行うこと。また、クーポン券の配布を行う場合には、東日本大震災からの経験を踏まえ、中小の店舗・宿泊事業者への還元が見込まれるよう制度構築に配慮すること。
- 地域や中小企業におけるテレワーク導入促進に関する支援策の拡充強化を図ること。
- 地域課題の解決や中小企業の生産性向上、及び学校教育の継続・充実を図るため、A I ・ I o T、自動化装置等の導入に対する支援策を拡充すること。
- 農畜産物への風評被害の防止に努めること。（農畜産物から感染することがないことのP R等）
- 東日本大震災・台風 19 号被害の被災者、被災事業者に対しては、グループ化補助金の返済猶予や期間延長など、復興にかかる事項について配慮すること。
- 収束後における、労働基準関係法令等への対応に関する中小企業に対する指導・監督を行うこと。